

平成 30 年 4 月 11 日  
株式会社日本政策金融公庫**「平成 30 年島根県の地震に係る災害に関する相談窓口」  
の設置について**

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）は、4月10日付で、この度の地震により被害を受けた島根県内に事業所を有する中小企業・小規模事業者・農林漁業者の皆さまを対象に、「平成30年島根県の地震に係る災害に関する相談窓口」を島根県内の全支店に設置しました（国民生活事業・農林水産事業・中小企業事業）。

なお、農林漁業者等の皆さまに対しては、同日付で農林水産事業本部に「島根県西部を震源とする地震による災害に係る相談窓口」を設置し、ご相談を受け付けています。

日本公庫は、この度の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

## &lt;中小企業・小規模事業者の皆さまのお問い合わせ先&gt;

松江支店	国民生活事業	TEL : 0852-23-2651
	中小企業事業	TEL : 0852-21-0110
浜田支店	国民生活事業	TEL : 0855-22-2835

（注）教育ローンをご利用の皆さまからのご相談も受け付けております。

## &lt;農林漁業者等の皆さまのお問い合わせ先&gt;

松江支店	農林水産事業	TEL : 0852-26-1133
本店	農林水産事業本部	TEL : 0120-926478